

第 21 期愛知県内水面漁場管理委員会

第 15 回 会 議 議 事 録

令和 6 年 10 月 16 日
内水面漁場管理委員会委員室

日	時	令和6年10月16日(水)午後1時30分から午後2時00分まで			
場	所	内水面漁場管理委員会委員室			
議	題	議案	うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)		
		報告事項	漁場実態に関する調査結果について		
出席委員	田村 憲二	林 讓治	宮川 宗記	愛敬 春男	
	山口 邦夫	村松孝太朗	高橋 健二	大内 徳明	
	田代 喬				
欠席委員	中川弥智子				
事務局職員			書記長	長井 猛	
			主査	黒田 拓男	
			非常勤職員	井上 容子	
農業水産局	水産振興監			岡本 俊治	
	水産課		課長	柴田 晋作	
	〃		担当課長	坂口 泰治	
	〃		課長補佐	大橋 昭彦	
	〃		課長補佐	堀 勝彦	
	〃		課長補佐	荒川 哲也	
	〃		課長補佐	長谷川圭輔	

事務局（長井）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、議案、報告事項の以上4種類です。過不足はございませんでしょうか。</p> <p>（資料確認）</p> <p>それでは、ただ今から第15回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。</p> <p>最初に田村会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（田村）	<p>第15回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様には御多忙のところ、当会議に御出席いただきまして、お礼を申し上げます。</p> <p>さて、10月も半ばとなり、ようやく秋が来たという感じです。今年の夏は記録的な猛暑で、クーラーがなければ命に関わるほどでした。また、各地で大変な豪雨をもたらしました。</p> <p>近年続く異常とも呼べる気候変動が、今後様々な形で内水面漁業に影響を与えるのではないかと危惧しております。</p> <p>一方で、豊川でアユの天然遡上が増加傾向であることや、若い釣り人のルアー釣り人口が増えていることなど、明るい話題も耳にします。</p> <p>また、漁協の皆様におかれましては、組合経営を向上させるため、こうした状況の変化に対応して、色々と検討が進められていると伺っております。</p> <p>内水面をとりまく環境は厳しい状況にありますが、今後も内水面漁業の維持発展のため、皆様の御協力をお願いしたいと思っております。</p> <p>本日の議題は、議案1件、報告事項1件となっております。この会議が今期最後の会議の予定ということでもあります。</p> <p>委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお</p>

	<p>願いいたしまして、私の挨拶といたします。</p>
事務局（長井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監（岡本）	<p>第15回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、お忙しい中、また遠路より御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の水産振興に御協力いただきましてお礼申し上げます。</p> <p>先週あたりから朝晩が冷え込み、秋らしくなってきました。</p> <p>先ほど、田村会長の御挨拶にもありましたとおり、近年は気候変動による豪雨等が発生しておりますが、今年は昨年6月の豪雨のようなことはなく、河川によっては梅雨の長雨で増水して川に入れない期間が多少あったとは言え、終盤にかけて大きな台風も来ず、アユはあとガリ釣を残すところでありまして、無事に1年を経過したのではと思います。また、遊漁者の方は減少傾向ですが、各漁協さんが様々な取組をして努力されていることに対し、敬意を表するところであります。</p> <p>本日の議題は、議案1件、報告事項1件と伺っております。慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（長井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定数10名のうち、9名の出席を得ましたので、漁業法第173条で準用する第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして田村会長に議長をお願いいたします。</p>
会長（田村）	<p>私が議長を務めますので、よろしく願います。</p>

では、委員会運営規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、愛敬委員、大内委員をお願いいたします。

ただ今より議事に入ります。

議案の「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。

水産課（荒川）

議案「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。

資料 1 ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「諮問文朗読」

今回、11 月末に有効期間の満了を迎え、許可の一斉更新を行ううなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものでございます。

資料 2 ページ、別紙を御覧ください。

表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を記載しております。

このうち、うなぎ稚魚たも網漁業の制限措置につきましては、許可の取扱方針の一部改正を令和 6 年 7 月 9 日開催の本委員会にて御承認いただき、許可をすべき漁業者の数を定数の 6 人から現行の許可数である 5 人とさせていただいたところでございます。

その他の制限措置につきましては変更はございませんが、改めて御説明いたします。

まず、1 のうなぎ稚魚たも網漁業につきまして、制限措置の内容は、(1) 漁業種類、(2) 許可をすべき漁業者の数は 5 人としております。(3) 操業区域は、伊勢湾、三河湾、渥美外海及び共同漁業権区域を除く県内河川となっております。(4) 漁業時期は 12 月 21 日から翌年 4 月 25 日まで、(5) 漁業を営む者の資格は県

内に住所を有するものとしております。

申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第 11 条第 2 項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和 6 年 10 月 18 日金曜日午前 8 時 45 分から令和 6 年 11 月 18 日月曜日午後 5 時 30 分までの 1 か月としております。

次に 2 のうなぎ稚魚待網漁業につきまして、制限措置の内容は、(1) 漁業種類、(2) に許可をすべき漁業者の数、(3) に操業区域を定めております。(2) の許可をすべき漁業者の数につきましては、操業区域が (3) アの海面、共同漁業権漁場共第 84 号区域が 1 人、(3) イの矢作川が 2 人、(3) ウの境川等が 2 人、(3) エの音羽川等が 1 人としております。

資料 3 ページを御覧ください。

(4) 漁業時期は操業区域が (3) アの海面は 12 月 21 日から翌年 3 月 26 日まで、(3) イ、ウ及びエの河川については 1 月 6 日から 3 月 26 日まで、(5) 漁業を営む者の資格は県内に住所を有するものとしております。

申請すべき期間につきましては、1 のうなぎ稚魚たも網漁業で御説明した内容と同じでございます。

次に 3 のうなぎ稚魚袖網式たも網漁業につきまして、制限措置の内容は、(1) 漁業種類、(2) 許可をすべき漁業者の数は 1 人としております。

(3) 操業区域は岐阜県第 5 種共同漁業権漁場内共第 48 号区域、(4) 漁業時期は 1 月 6 日から 4 月 25 日まで、(5) 漁業を営む者の資格は、主たる事務所を愛知県内に置き、(3) に規定する操業区域を含む漁業権の免許を受けた者としております。申請すべき期間につきましては、先ほど御説明した 2 つの漁業と同じ内容でございます。

最後に、参考として 4 ページに関する県漁業調整規則の抜粋を、5 ページ以降に申請を受けるにあたり県 web ページ上で公開される公示文の案を載せております。

	<p>以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長（田村）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>（異議無し）</p>
会長（田村）	<p>異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認める委員は挙手を願います。</p>
委員（全員）	<p>（挙手全員）</p>
会長（田村）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、原案通り適当と認めることといたします。</p> <p>次に事務局から「漁場実態に関する調査結果について」報告があります。</p>
事務局（黒田）	<p>それでは、報告事項「漁場実態に関する調査結果について」御説明いたします。</p> <p>第14回委員会で承認されました委員会が実施する漁場実態に関する調査について、その結果を取りまとめましたので御報告させていただきます。</p> <p>調査は外来生物の生息・被害状況について、魚病の発生状況について、鳥類による食害対策について、漁場環境の保全について、</p>

の4項目について行いました。

それでは、1ページを御覧ください。

I 外来生物の生息・被害状況についてでございます。

以下の表により各漁協にアンケートを実施しまして、表の左から、河川湖沼名、漁業権番号、外来生物名、生息数、被害の確認方法、被害の状況、駆除等の方法、遊漁者の状況について回答を頂いております。

今回、13漁業権、14漁協から外来生物による被害報告がございました。昨年は12漁業権、12漁協であり、1漁業権増えております。

なお、本県内水面全体の漁業権数は23件、漁協数は19漁協でありまして、令和6年1月1日の漁業権一斉切替えにより、木曾川及び矢作川の2漁業権については、岐阜県免許となっております。

報告された外来生物は、報告数の多い順に、オオクチバスが9件、ブルーギルが7件、コクチバスが3件、ブラウントラウトが2件、ニジマスが1件であり、昨年と同程度の件数でございました。

なお、今回報告のあったニジマスにつきましては、一部の漁業権において漁業権魚種として設定されておりますが、適切な管理が必要な産業上重要な外来種である産業管理外来種に分類されております。

生息数につきましては、河川等により状況は異なりますが、前年との比較では、全体としてはやや増加の傾向がみられました。

被害の状況といたしましては、ふな、おいかわ、こい、うぐい等の魚類全般の減少が挙げられました。

駆除に取り組んだ漁協につきましては、6漁業権、7漁協でありまして、昨年に比べ1漁協増えております。駆除方法は、主に刺し網や釣りによるものでした。

2ページを御覧ください。

2の実施した外来魚駆除についての課題や問題点につきまして

は、釣獲による捕獲数の限界やマンパワー不足といった課題が挙げられており、

3のその他意見 につきましては、駆除対策の協力体制に関する意見がありました。

次に、3ページを御覧ください。

II 魚病の発生状況についてでございます。

1の冷水病の発生状況につきましては、今年度は全ての漁協で確認されたとの報告はありませんでした。

なお、発生報告があった漁業権数につきましては、平成29の5漁業権をピークに減少傾向にあります。

2の冷水病対策の実施につきましては、10漁協から実施したと回答がありました。

3の本年度に実施した対策につきましては、水温上昇を待つて放流したが8漁協、冷水病に強い種苗を放流したが4漁協、他川からのおとりアユの持ち込みを禁止したが2漁協でした。

4の今後実施予定の冷水病対策につきましては、本年度と同様の対策が挙げられておりますが、その他において、天然遡上あゆの活用との回答がありました。

5のエドワジエラ・イクタルリ症の発生状況につきましては、全ての漁協で確認されたとの報告はありませんでした。

なお、エドワジエラ・イクタルリ症につきましては、平成29年の1件を最後に、発生確認の報告はございません。

次に、4ページを御覧ください。

III 鳥類による食害対策についてでございます。

1の鳥類による食害状況、駆除等の方法などについては、以下の表によりアンケートを実施しまして、表の左から、河川湖沼名、漁業権番号、鳥類名、生息数、被害の状況、駆除等の方法、駆除数、特記事項について回答を頂いております。

回答結果は、5ページまで続いております。

今回、17漁業権、17漁協から鳥類による被害報告がありまして、件数は昨年と同程度でございます。

確認された鳥類は、報告数の多い順に、カワウが17漁業権、ダイサギを含むシラサギ類が8漁業権、アオサギが6漁業権、カモ類であるアイサギが1漁業権であり、昨年と同程度の件数でございました。

生息数につきましては、多いと回答する漁業権が多数でありまして、前年との比較では、概ね横ばいといった状況でありました。

被害の状況としましては、放流直後のアユの食害が最も多く挙げられております。

方法につきましては、主に銃器駆除、花火による追い払い、テグス張りによる飛来防止であり、積極的に取り組まれている漁協が多数でありました。

続きまして、6ページを御覧ください。

2の鳥類の生息数と被害額についてでございます。

(1)は、実態を把握していると回答した漁協の結果をとりまとめたものです。

生息数は、漁協により差はありますが、カワウは漁協からの最も多い報告で500羽以上でした。サギ類は1漁協から100羽以上の報告がありました。

被害魚種は、あゆ、あまごをはじめとした魚類全般であり、被害額は、詳細は不明と回答した漁協が多数でした。

続いて、(2)は実態を把握していないと回答した漁協の結果です。

生息数は増加傾向が3件、変化なしが9件、減少傾向が4件でした。

被害魚種は魚類全般であり、被害額は、増加傾向が4件、変化なしが6件、減少傾向が1件ということで、依然として鳥類による食害が継続しているといえます。

3の駆除または追い払いの効果についてを御覧ください。

駆除、追い払いをしているが被害の減少に至っていないが10件、駆除、追い払いにより一定の成果を挙げているが6件、効果的な駆除方法が確立されていない、思うような対策を実施するだけの

財源が不足しているが4件、単県よりも広域的な単位で対策を講じる必要があるが2件でした。

その他として、広域的な抜本的対策の必要性や対策方法に関する意見が挙げられておりました。

また、4のその他意見につきましては、カワウのねぐら対策の課題やドローン対策の必要性に関する意見などが挙げられておりました。

次に7ページを御覧ください。

IV 漁場環境の保全についてでございます。

1の河川流域の生態系、森林、水質などの問題につきましては、回答の多い順に土砂の流入及び堆積が10件、アシ等の異常繁茂による漁場の縮小が4件、漁業に支障をきたす樹木の存在、オオカナダモ、カワシオグサ等の異常繁殖による悪影響、河畔林やアシはらの繁茂による漁場へのアクセス悪化、排水による水質の富栄養化、災害復旧事業等による河川環境の均一化が3件、森林伐採等による河川流量の変化が2件、慢性的な濁水が1件でした。

その他につきましては、濁水化や水質改善などに係る内容が挙げられておりました。

2のダム、魚道等の河川工作物の問題につきましては、回答の多い順に、魚道の機能不全が6件、ダムからの濁水の放出が3件、ダムからの低温水の放出、川床の露盤化が2件でした。

8ページを御覧ください。

その他につきましては、ダム建設工事に伴う濁水といった水質に関する内容、ダムによる砂礫の流下減少といった河床に関する内容、魚道の設置・補修に関する内容などが挙げられておりました。

最後に、3のその他意見につきましては、河床関連では、砂礫の流下やヘドロ除去に関する要望、魚道関連では、魚道の代替事業として汲み上げ放流の活用の必要性、その他には、山の間伐等の手入れと広葉樹の増加といった要望がありました。

以上が今回の漁場実態調査を取りまとめたものでございます。

	<p>この調査結果は、全国内水面漁場管理委員会連合会が農林水産省など関係省庁に対して、内水面漁業が抱える様々な問題解決に向けた提案行動を実施するにあたり、各都道府県の実態把握のために用いられるものであります。</p> <p>なお、漁協の各種意見等につきましては、漁協から河川管理者等に対して個別に伝えられていると聞いております。</p> <p>回答いただいた漁協に対しましては、取りまとめ結果を報告させていただくとともに、水産試験場等の関係機関に情報提供してまいります。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
会長（田村）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の調査結果報告に関しまして、御質問等はございますか。</p>
委員（宮川）	<p>2ページのその他意見の2番目、岐阜県のコクチバス駆除活動について、わかる範囲で教えてください。</p>
事務局（黒田）	<p>新聞報道によりますと、2023年11月に岐阜県はコクチバスに絡む総合対策案を発表しておりまして、本県に関係する木曾川水系については、2027年度までにコクチバス完全駆除を目標とするというものです。実施する内容は、電気ショッカーボート等を使用した駆除、密放流対策としてコクチバスのリリース禁止の広報、啓発などの取組みを行うとのこと。また、地元漁協がコクチバスを買い取るという制度も導入しているとのこと。</p>
会長（田村）	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>他に御質問、御意見等ありましたらお願いします。</p>
委員（田代）	<p>漁場環境の所で、川床の露盤化と一方で土砂の流入及び堆積という両極端に思われる現象が取り上げられているが、全般的には土砂の流入、堆積が起こっているが、局所的に川床の露盤化がみ</p>

	<p>られると解釈してよろしいでしょうか。</p>
事務局（黒田）	<p>関係する漁業権漁場によって大きく回答内容が異なっておりまして、ケースバイケースであると考えています。</p>
会長（田村）	<p>他にはよろしいでしょうか。</p> <p>本日予定の議題は終了しましたが、議題以外で何かありましたら、お願いします。</p>
委員（大内）	<p>4月に私どもの総会で、県水産試験場の中嶋部長に講演していただきました。愛知県で鮎釣りをしている者やインストラクターの集まりで、アユに関しての講習会という形でお話ししていただき、非常に勉強になりました。多くの質問が飛び交い、県がこつこつと研究されている中での業績等をお聞きすることができました。これは社会に伝えていくべきと、早速中日スポーツに取り上げてもらい、大々的に掲載していただきました。今後もみなさんに鮎釣りを知って、親しんでいただけるよう、社会への橋渡しをしていきたいと思えます。</p> <p>今日は、県のみなさんにお礼方々御報告させていただきました。ありがとうございました。</p>
委員（高橋）	<p>地球温暖化により、海水の温度が上がり、三河湾でのメバル、アイナメ等の魚が激減して釣れなくなりました。内水面でもそのような変化があるか、わかる範囲で教えてください。</p>
委員（村松）	<p>釣人の話によりますと、今年はアユが若いとのこと。</p>
委員（愛敬）	<p>うちは木曾川の下流なので、アユは9月の半ば過ぎしか下りてこないのですが、毎年比べて魚全体がかなり大きい。温暖化のせいかな、釣人が減っているので残った魚が育ったのかはわかりません。</p>

会 長（ 田 村 ）

様々な御意見、ありがとうございました。

これをもちまして第15回委員会を終了します。委員のみなさま、
4年間お疲れ様でした。

議 長

議事録署名者

議事録署名者

